

○厚生労働省告示第三百四十二号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成十八年厚生労働省告示第五百五十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

- 第一号中「第4」を「第5」に改める。
- 第二号中「第5」を「第6」に改める。
- 第三号中「第6」を「第7」に改める。
- 第四号中「第7」を「第8」に改める。
- 第五号中「第9」を「第10」に改める。
- 第六号中「第10」を「第11」に改める。

第七号中「第11」を「第12」に改める。

第八号中「第12」を「第13」に改める。

第九号中「第13」を「第14」に改める。

第十号中「第14」を「第15」に改める。

第十一号中「第15」を「第16」に改める。

第十二号中「第16」を「第17」に改める。